

三重県感染対策支援ネットワーク設置運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、三重県内の医療機関が行う感染対策の取り組みを支援するとともに、アウトブレイク発生時などの緊急時に医療機関に対して的確な支援を行うため、三重県感染対策支援ネットワーク（Mie Infection Control Network : MieICNet）（以下、「感染対策支援ネットワーク」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 感染対策支援ネットワークは、次に掲げる構成員により構成する。

- (1) 感染対策に関し専門的な知識を有する専任の医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を配置している病院
 - (2) その他病院及び診療所
- 2 前項第1号の病院としては、診療報酬上の感染防止対策加算1を取得している病院などが該当する。

(活 動)

第3条 感染対策支援ネットワークは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) アウトブレイク時における適切な対応及び再発防止への支援
- (2) 感染対策に関する相談支援
- (3) 県内の病院における微生物検出状況の把握及び微生物検査の支援
- (4) 県内の病院における抗菌薬使用状況の把握
- (5) 感染症及び感染対策に関する情報発信、並びに県内医療機関を対象とした感染対策研修会の開催
- (6) その他、医療機関における感染対策の向上に資する取り組み

(三重県感染対策支援ネットワーク運営会議)

第4条 前条に掲げる活動の取り組みについての企画・検証を行うため、三重県感染対策支援ネットワーク運営会議（以下、「運営会議」という。）を設置する。

- 2 運営会議は、次に掲げる委員をもって構成し、三重県健康福祉部医療対策局長（以下、「医療対策局長」という。）が委嘱する。
- (1) 県医師会が指名する者
 - (2) 県病院協会が指名する者
 - (3) 県看護協会が指名する者

- (4) 県薬剤師会及び県病院薬剤師会が指名する者
 - (5) 県臨床検査技師会が指名する者
 - (6) その他感染対策に専門的な知識を有する医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師
 - (7) 県獣医師会が指名する者
 - (8) 県老人保健施設協会が指名する者
 - (9) 県健康福祉部薬務感染症対策課長が指名する者
 - (10) 県保健環境研究所長が指名する者
 - (11) 県保健所長会が指名する者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の在任期間とする。委員の再任は妨げない。
- 4 運営会議に、会長及び副会長を置く。会長は委員の互選によって選任し、副会長は会長が指名する。会長は運営会議を総括し、会議の議長となる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 運営会議は会長が必要に応じて招集し、開催するものとする。運営会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き決議を行うことができない。会長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明を求め又は意見を述べさせることができる。

(感染対策専門家集団)

第5条 県内の医療機関の感染対策を支援するため、医療機関への改善支援を行う感染対策専門家集団（以下、「改善支援班」という。）及び相談支援を行う感染対策専門家集団（以下、「相談支援班」という。）を設置する。

- 2 改善支援班員は、県内医療機関の次の感染対策専門家の中から医療対策局長が委嘱する。なお、任期は1年とし、再任を妨げない。
- (1) 第2条第1項第1号の医療機関において、感染対策業務に専任又は専従で勤務する医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師
 - (2) 感染症専門医
 - (3) 感染管理認定看護師
 - (4) 感染制御専門薬剤師又は感染制御認定薬剤師
 - (5) 感染制御認定臨床微生物検査技師
 - (6) その他、所属医療機関長の推薦があり、上記(2)から(5)までの感染対策専門家に準じる技術、能力を有すると医療対策局長が認めた者
- 3 相談支援班員は、前項で委嘱された者の中から医療対策局長が指名する。な

お、任期は1年とし、再任を妨げない。

(アウトブレイク時における支援)

第6条 県内の医療機関は、アウトブレイク発生時において、必要に応じ、感染対策支援ネットワークにアウトブレイクの要因分析及び対応に係る支援（以下、「改善支援」という。）を依頼することができる。

- 2 感染対策支援ネットワークに改善支援の依頼があった場合、運営会議は、改善支援チーム派遣の必要性を検討する。必要があると判断した場合、改善支援チームを構成する担当者（以下、「改善支援担当者」という。）を第5条第2項の改善支援班員から人選する。
- 3 運営会議は、必要な場合には、第5条第2項の改善支援班員以外の専門家に依頼することができる。
- 4 改善支援担当者は、当該医療機関の協力を得て、アウトブレイクの実態把握と要因分析を行う。また、当該医療機関の行った感染対策の評価を行うとともに、適切と思われる感染対策の実施に関する改善指導を行う。
- 5 改善支援担当者は、速やかに報告書（参考様式）を作成し、運営会議に報告する。
- 6 当該医療機関は、改善支援担当者の所属医療機関の長に対し派遣依頼を行い、旅費、宿泊費及び日当を負担する。

(感染対策に関する相談支援)

第7条 県内の医療機関は、感染対策・教育に関して、感染対策支援ネットワークに相談することができる。ただし、個別の患者の治療方法等は含まれない。

- 2 感染対策支援ネットワークは、第5条第3項の専門家の所属する医療機関内に感染対策相談窓口を設置する。
- 3 相談を希望する医療機関は、アウトブレイクなどの緊急の場合を除き、感染対策相談票（様式第1号）に相談内容等の必要事項を記載し、電子メール又はファクシミリにより、感染対策相談窓口へ送付する。
- 4 感染対策相談窓口は、相談内容に応じて、相談支援班員の中から回答者（以下、「相談回答者」という。）を選定する。
- 5 相談回答者は、感染対策相談回答票（様式第2号）に回答内容等の必要事項を記載し、感染対策相談窓口へ送付する。感染対策相談窓口の担当者は、当該医療機関に回答結果を連絡する。
- 6 感染対策相談窓口は、感染対策相談の件数・内容に関して、年に一度、運営会議へ報告する。
- 7 感染対策支援ネットワークは、相談支援に要する費用を負担する。

(微生物サーベイランス事業)

第8条 感染対策支援ネットワークは、県内の医療機関における微生物検出状況及び薬剤耐性状況の把握（以下、「微生物サーベイランス事業」という。）を行う。

2 感染対策支援ネットワークは、微生物サーベイランス事業への参加を希望する県内の病院を、三重県健康福祉部医療対策局医務国保課（以下、「医務国保課」という。）を通じて募集する。

3 微生物サーベイランス事業への参加を希望する病院は、医務国保課を通じて感染対策支援ネットワークへ登録する。なお、微生物サーベイランス事業から脱退を希望する参加病院は、病院長名で感染対策支援ネットワークに対して届出を行う。

4 参加病院は、定められたデータを感染対策支援ネットワークへ提出する。なお、微生物サーベイランス事業実施の詳細については、別に定める。

5 感染対策支援ネットワークは、データ解析を行い、参加病院へ解析結果を還元する。

6 微生物サーベイランス事業によって得られたデータ及び解析評価情報については、医療機関における感染対策を支援する目的以外には使用しない。個別の病院の同定を可能とするデータ及び解析結果は、参加病院の了承を得ることなくこれを公開しない。

7 感染対策支援ネットワークは、解析結果を検討し、県全体のデータについてホームページ等で公表する。

(微生物検査の支援)

第9条 感染対策支援ネットワークは、県内の医療機関において実施可能な特殊検査を把握する。

2 感染対策支援ネットワークは、県内の医療機関から各医療機関で実施できない特殊検査についての相談があった場合、前項で把握した専門機関を紹介する。

3 医療機関で特殊検査を実施する場合、検査依頼医療機関は、実施医療機関で定めた依頼方法に基づき依頼を行うとともに、検査に必要な費用を支払う。

(抗菌薬サーベイランス事業)

第10条 感染対策支援ネットワークは、県内の医療機関の抗菌薬使用状況の把握（以下、「抗菌薬サーベイランス事業」という。）を行う。

2 感染対策支援ネットワークは、抗菌薬サーベイランス事業への参加を希望

- する県内の病院を、医務国保課を通じて募集する。
- 3 抗菌薬サーベイランス事業への参加を希望する病院は、医務国保課を通じて、感染対策支援ネットワークへ登録する。なお、抗菌薬サーベイランス事業から脱退を希望する参加病院は、病院長名で感染対策支援ネットワークに対して届出を行う。
 - 4 参加病院は、定められたデータを感染対策支援ネットワークへ提出する。なお、抗菌薬サーベイランス事業実施の詳細については、別に定める。
 - 5 感染対策支援ネットワークは、データ解析を行い、参加病院に解析結果を還元する。
 - 6 抗菌薬サーベイランス事業によって得られたデータ及び解析評価情報については、医療機関における感染対策を支援する目的以外には使用しない。個別の病院の同定を可能とするデータ及び解析結果は、参加病院の了承を得ることなくこれを公開しない。
 - 7 感染対策支援ネットワークは、解析結果を検討し、県全体のデータについてホームページ等で公表する。

(情報発信及び感染対策研修会の開催)

- 第11条 感染対策支援ネットワークは、感染症及び感染対策に関してホームページ等を活用し情報発信を行う。なお、情報発信にあたっては、三重県感染症情報センターとも協力して実施する。
- 2 感染対策に係る最新情報の取得、技術等の向上を図るための研修会を開催する。

(実施主体及び事務局)

- 第12条 感染対策支援ネットワークの実施は、医務国保課が行う。ただし、事務局設置のほか、必要な業務の一部を委託することができる。

(雑 則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、感染対策支援ネットワークの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は平成27年10月1日から施行する。
この要綱は平成29年5月1日から施行する。